

東労雇均発 1121 第1号
平成 29 年 11 月 21 日

各団体の長 殿

東京労働局雇用環境・均等部長



「無期転換ルール」等に関する周知について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より東京労働局の業務の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、契約社員やパートタイマーなど、期間の定めのある契約（有期労働契約）で働く方の中には、事業運営に不可欠で恒常的な労働力として、長年、契約を反復更新しながら働いている方も少なくありません。

そうした方々の雇用の安定化を目的として、労働契約法第 18 条においては、平成 25 年 4 月 1 日以降に開始する有期労働契約が同一の使用者との間で反復更新されて 5 年を超えた場合、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する「無期転換ルール」が定められています。

無期労働契約への転換申込権が本格的に発生する平成 30 年 4 月まで残りわずかとなる中、東京労働局では本ルールの周知を進めているところです。

また、定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けた場合、無期労働契約への転換申込権が発生しないとする特例が設けられており、年度内に特例の認定を希望する場合には、早期に申請されるよう勧奨しているところです。

本ルールについては本年 9 月にも貴団体に依頼させていただいたところですが、その一層の周知を図るため、同封のリーフレット及び文例をご活用いただき、会報やHPへの掲載等により会員企業等へ改めて周知いただきたく、ご協力をお願い申し上げます。

また、東京労働局では、年末年始における年次有給休暇の取得促進についても周知・啓発を進めております。これにつきましてもリーフレット等を同封いたしますので、併せて掲載いただければありがたく存じます。

なお、掲載等にご協力いただいた際は、以下の担当までご連絡いただくか会報等をご提供いただければ幸いです。

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒102-8305 千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎 14 階

TEL : 03-3512-1611 / FAX : 03-3512-1555

【担当】無期転換ルール：村瀬、年休取得促進：能堀のうぼり